

議員提出議案第29号

安全な自転車走行ができる環境整備を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成23年12月15日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
23番	佐藤ゆうだい	24番	米山真吾
29番	上村やす子	30番	向江すみえ
31番	三小田准一	32番	中村しんご
34番	牛山正	35番	荒井彰一
37番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

安全な自転車走行ができる環境整備を求める意見書

警察庁は平成23年10月25日、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」を推進することを発表した。これは、東日本大震災による交通の混乱から自転車が通勤手段として見直され、利用の進展が見込まれること、平成22年中の自転車関連の交通事故が事故全体の2割を占めること、自転車乗用中に死傷した者の約3分の2に何らかの法令違反が認められることなど、第9次交通安全基本計画で掲げた「平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」という目標を達成する上で自転車に対する対策が欠かせないためとしている。

また、道路交通の場において自転車は歩行者と同様の取り扱いをされるものとの誤解が生じているため、自転車は「車両」であり、本来、車道を通行すべきものであることを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成するすべての者に徹底させるとしている。

しかし、自転車専用通行帯の整備はもちろん、その他にも様々な環境を整備しなければ、車道に出た交通弱者である自転車が事故に遭う危険性が高まることが予測される。

例えば、横断歩道脇の普通自転車通行指定部分を通行しようとした場合、自転車専用通行帯が整備されていれば、そのまま真っ直ぐに進むことができるが、現状では、自転車が渡ろうとすると、車道から左折して歩道に入り、横断することになる。しかし、自動車から見れば、それまで車と並走して走っていた自転車が左折した直後に直進をすることになる。自動車が一緒に左折した時に巻き込む危険性も十分に考えられる。また、車道の混雑状況により車道を走行できない場合には、歩道をやむを得ず通ることができることを公に明示する標識などの設置を行う必要がある。

よって、本区議会は政府に対し、下記の項目の実施を強く求めるものである。

記

- 1 従来の道路状況では、混合交通に対応しきれないため、環境整備を進めること
- 2 都市部と地方では、状況が大きく異なるため、地域性を鑑みて判断をすること
- 3 自転車の通行量が特に多い片側2車線以上の道路において、自転車道等の整備を検討することとしているが、地方自治体に任せるだけでなく、財源を含めて国が積極的に進めていくこと
- 4 高齢者や児童、幼児などが自転車を利用する場合、一定の条件で歩道の通行を認めることとしているため、学校等での交通指導などの充実を図ること
- 5 走行中の携帯電話やヘッドホンの使用、飲酒運転、逆走、暴走行為等の対策としてマナーの徹底と指導に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。